## 議案第3号

中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例(令和5年中・北空知廃棄物処理広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

令和7年2月28日提出

中·北空知廃棄物処理広域連合長 前 田 康 吉

(説明)

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑 (拘禁刑) として単一化されたことに伴い、改正しようとするものである。

## 議案第3号参考資料

中・北空知廃棄物処理広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

現	行		改	正	後
個人情報、仮名加工情報若しくは匿名 労働者若しくは従事していた派遣労働 秘密に属する事項が記録された第2条	くは従事していた者又は議会において 加工情報の取扱いに従事している派遣 者が、正当な理由がないのに、個人の 第5項第1号に係る個人情報ファイル 工したものを含む。)を提供したとき	第52条 託を受 個人性 労働者 心その	受けた業務に従事し 青報、仮名加工情報 皆若しくは従事して こ属する事項が記録 D全部又は一部を複	でいる者若しくは従 と若しくは匿名加工情いた派遣労働者が、 なされた第2条第5項	第2項若しくは第15条第5項の委事していた者又は議会において報の取扱いに従事している派遣正当な理由がないのに、個人の第1号に係る個人情報ファイルものを含む。)を提供したときに処する。
第53条 前条に規定する者が、その業務は しくは第三者の不正な利益を図る目的で 下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する	で提供し、又は盗用したときは、1年以	しくば		益を図る目的で提供し	知り得た保有個人情報を自己若 、又は盗用したときは、1年以
第54条 職員がその職権を濫用して、専 個人の秘密に属する事項が記録された。 きは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の	文書、図画又は電磁的記録を収集したと	個人の	)秘密に属する事項		機務の用以外の用に供する目的で 図画又は電磁的記録を収集したと 全に処する。
附 則 (略)		陈 (略)	力 則		
		(施行 1 この の日か (経過	ゝら施行する <u>。</u> B措置)_		(令和4年法律第 67 号) の施行 (でをお後前の例による。)